

保 護 者 様

船 橋 市 教 育 委 員 会
若 松 小 学 校 長

「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」と
「子ども医療費助成制度及び母子家庭等医療費助成制度」について(ご案内)

船橋市教育委員会では、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」）が行っている災害共済給付制度に加入しています。

この制度は、児童生徒の学校管理下における負傷、障害、死亡について、医療費、障害見舞金、死亡見舞金を保護者が受けられる制度です。

《共 済 掛 金》

センター法施行令では、掛金の保護者負担割合を4割～6割の範囲と定めており、また、センター法にて加入への同意を得る事となっておりますが、船橋市では制度の発足以来、保護者負担を求めず掛金を全額負担していることから、本案内をもって同意を得ているものと考えております。ご不明な点等ありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

《共済給付の申請》

- 給付の申請(医療費、障害見舞金、死亡見舞金)は保護者の方の申し出により学校（養護教諭）で行います。
- 学校管理下でケガ等をして治療を受ける場合は、センターへの申請が優先となりますので、子ども医療費助成受給券、母子家庭、父子家庭等医療費受給者証をお持ちの方は、受給券・受給者証は使用せずに、健康保険証を提示し受診してください。その上で、災害共済給付制度を利用してください。その場合、一時的に治療費を負担（健康保険証がある場合は、自己負担金が総医療費の3割）していただきますが、災害共済給付金の申請手続き後に総医療費の4割が保護者の方に給付されます。
万が一、子ども医療費助成受給券、母子家庭、父子家庭等医療費受給者証を使用して受診してしまった場合は、対応方法について、児童家庭課までお問い合わせください。
- 保護者の方は、医療機関の医療等の内容を「医療等の状況」で証明を受けて、学校へ提出してください。（「医療等の状況」の用紙は学校にあります。）証明に伴う文書料は、日本医師会等のご配慮により無料としてご協力をいただいておりますが、まれに文書料がかかる場合がありますので、必要に応じて医療機関へご確認ください。

《給 付 の 対 象》

- 同一の負傷または疾病に係わる健康保険の範囲の総医療費額が、5,000円（500点）以上のものが対象となります。健康保険適用外の診療については給付対象となりません。窓口負担額、1,500円以上を目安としてお考え下さい。
※ただし、接骨院等の医療機関によっては、窓口負担額が1,500円以上でも、健

康保険の範囲の総医療費額が、5,000円（500点以上）とならない場合がありますので、医療機関へご確認ください。

《給付範囲の基準》

- 医療費の給付金額は、健康保険診療の本人負担分（医療費総額の3割）と、療養に伴って要した費用（医療費総額の1割）を加算した額となります。

（例）医療費総額が1,000点（10,000円）の場合

（A）健康保険診療の本人負担分（窓口での支払額、自己負担分）

1,000点（10,000円） $\times 3/10 = 3,000$ 円

（B）療養に伴って要した費用（1割相当額、センター付加給付分）

1,000点（10,000円） $\times 1/10 = 1,000$ 円

（A）+（B）= 4,000円（センターからの給付額）

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に伴って要した費用（医療費総額の1割）」を加算した額となります。

以上が医療費の給付割合ですが、負傷、疾病の範囲が法律によって定められており、個々の案件についてはセンターで審査いたします。

※生活保護法による医療費扶助を受ける児童生徒については、センターからの医療費の給付は行われません。

《医療費等の給付》

- 医療費が給付されるまで、申請から2～3ヶ月かかります。

○医療費の給付は、教育委員会保健体育課から「口座振込依頼書」にご記入いただいた口座へ振込まれます。振込が完了しましたら学校からご家庭へお知らせします。

詳しくは、学校または教育委員会保健体育課へお問い合わせください。

《災害給付を受ける権利の時効》

○医療費の申請の時効は、病院で診療を受けた月から**2年間**です。2年以内に申請を行わない場合は時効により請求ができなくなるのでご注意ください。

○時効間近で学校に申請された場合、申請の準備等で時効に間に合わなくなる可能性がありますので、書類の準備が整った時点で早めに学校へ申請してください。

※災害共済給付制度に関する問い合わせ

船橋市教育委員会保健体育課

児童・生徒防犯安全対策室 電話047-436-2876

※子ども医療に関する問い合わせ

船橋市児童家庭課

電話047-436-2316

詳しくは、日本スポーツ振興センターHP 学校安全 Web をご覧ください。

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>